

子ども・子育て支援新制度に関する仕組みが変わります



平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。この法律などに基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まります。西脇市でも、市内各地域にある保育所・幼稚園の老朽化や、多様な保育ニーズへの対応など総合的な取り組みが必要になっていきます。

子ども・子育て支援新制度の主な目的は、①認定こども園の普及を図ること、②幼児期の学校教育や保育の量の拡充と質の向上を図ること、③地域の子育て支援を充実させることの3点です。

認定こども園の普及促進

市では、これまで小学校就学前の施設として、保育所と幼稚園の2つが主に利用されてきましたが、新制度では、それらに加えて「認定こども園」の普及を図ります。

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つことから、教育と保育を一体的に受けることができるようになります。また、地域の子ども

育て支援の場も用意されており、誰でも子育て相談や親子交流の場などに参加できるようになります。

保育認定が必要

新制度では、認定こども園や保育所、幼稚園の利用に「保育認定」が必要となります。利用者は、次の区分に応じて利用施設が決まります。

○1号認定 子どもが満3歳以上で、教育を希望するとき「利用先」幼稚園、認定こども園

○2号認定 子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するとき「利用先」保育所、認定こ

ども園

○3号認定 子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するとき「利用先」保育所、認定こ

ども園 ☆ ☆ ☆

このほか、すべての子育て家庭を支援する仕組みとして、ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」の設置など、地域のさまざまな子育て支援を充実させていきます。

▼問合せ 児童福祉課（市役所内線570）または学校教育課（市役所内線526）



認定こども園の1日（イメージ）

年 齢	0～2歳		3～5歳	
	3号認定		2号認定	1号認定
午前7：30～	登 園			
午前8：00～	通常保育 給 食	教育・保育 給 食		
午後2：00～		通常保育	降 園	
午後4：00～ 午後7：30	随時降園 長時間保育			

市内の認定こども園は、現在のところ「認定こども園 西脇保育所」のみ。

利用者負担（保育料）

新制度の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。具体的な金額については、今後、国が定める基準をもとに市で決定します（平成26年度と同等の水準になる見込み）。詳細が決定次第、広報にしわきや市ホームページなどでお知らせします。

契約先、保育料の支払い先

- 認定こども園
- ▼契約相手先：認定こども園
- ▼保育料の支払い先：認定こども園
- 市立幼稚園
- ▼契約相手先：幼稚園
- ▼保育料の支払い先：市
- 保育所
- ▼契約相手先：市
- ▼保育料の支払い先：市



給食だいすき！（比延保育園）

西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針を策定

市は、平成26年8月に「西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針」を策定しました。策定に当たっては、条例に基づいて設置された「西脇市子ども・子育て会議」において、学識経験者や子どもの保護者、関係団体等からご意見を伺い、平成27年4月から施行される「子ども・子育て支援新制度」に合わせた「就学前の教育・保育の方向性」等を検討しました。

市内の幼稚園や保育所の建物はどれも古くなっているように感じますが、どんな状況なんだろう？



市内各地域にある幼稚園や保育所は昭和40年代の建物が多く、いずれも建て替え時期を迎えています。多くは耐震化が必要で、すべての施設を改築した場合は多額の費用が必要となります。

園児の数もかなり減ったみたいね。



市内の乳幼児数は、将来的に確実に減少するとみられています。各園とも現在の定員

を確保することは難しいでしょう。

認定こども園を推進

そこで、法人・民営化施設を中心に「認定こども園」化を推進するとともに、市内に8園ある公立幼稚園を暫定的に1園に統合します（詳細は後述）。

☆ ☆ ☆

認定こども園は、0～5歳までの乳幼児が、保護者の就業状況に合わせて保育・教育の両方を受けることができる施設です。幼児期の子どものちにとっても、異なる年齢の集団の中で互いに認め合い育ち合う、これまでとは異なる成長の場となります。

市においても、国の方向として示されている3～5歳までの複数年教育や、保護者の

近隣の市町はどんな状況なのかな。



乳幼児の教育・保育に関する状況は自治体によって異なっており、公立幼稚園・保育所と私立の幼稚園・保育所が混在する場合や、公立の施設が全くない場合などがあります。

新制度では、社会保障の1つとして「子育て支援」が位置付けられ、就学前の教育・保育の提供を行うことになっています。

近隣の自治体においても、公立幼稚園の閉園、すべての保育所の認定こども園化、公立の認定こども園の新設など、それぞれの状況に応じた方針を打ち出しています。

☆ ☆ ☆
未来を担う子どもたちは市の「宝」です。

「教育の復活」に向け、確かな学力と豊かな人間性を備えた子どもたちを育ていくために、義務教育への円滑な接続を図ります。

今後、認定こども園および就学前教育・保育のあり方について、地域や保護者の方に説明を行っていきます。



市では、平成23年3月に、幼稚園と保育所を1つにした幼保一元化施設整備に向けた「幼保一元化基本方針」を策定しました。その後、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法および関連法律の改正に基づいて「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートすることになりましたが、新制度上の「認定こども園」で教育と保育を一体的に行うためには、以前の基本方針では一部対応できないことが分かりました。そこで、従来の基本方針について見直しを行い、平成26年8月に新たな基本方針を策定しました。

多様なニーズに対応できる施設として、法人・民営化による認定こども園を推進していきます。

認定こども園での教育と保育の関係はどうなるの？



これまで市では、5歳児を対象に幼稚園教育を行ってきました。今後は「子ども・子育て支援新制度」のもとで、3歳以上の小学校就学前幼児について教育を行っていくこととなります。これにより、0～5歳児まで連続したカリキュラムの中で育つことができ、かつ、保護者の就業形態に合わせた柔軟な保育に対応できるようにします。

就学前教育・保育の推進に関する基本方針

市における就学前教育・保育は、以下の方針に基づいて推進します。

- (1) 法人・民営化による施設を中心に、認定こども園化を推進
- (2) 認定こども園化に向けて、施設建設等に伴う補助金制度を創設
- (3) 3～5歳児について教育を実施
- (4) 認定こども園化された施設の職員の指導力の向上を図るための研修を保障

推進の基本的方向（抜粋）

- 平成27～32年度で地域の実情に応じた適正な規模の認定こども園に集約
- 補助金交付規程を定め、運営費、施設整備費を市が支援
- 法人・民営化による幼保連携型認定こども園を目指すし、教育・保育に係る研修等を支援
- 認定こども園への円滑な移行と、公立幼稚園8園を1園に統合（一定期間存続させた後で閉園）

今後の就学前保育・教育の方向性とスケジュール

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度～
保育所	認定こども園に向けた整備期間	順次、認定こども園に移行							
幼稚園	1園統合化に向けた準備期間（市内8園）	1園に統合							閉園
法人・民営化の推進	研究と研修の推進 ・就学前教育・保育の質的向上を目指す	認定こども園とのコーディネーター設置 ・29年度～34年度							
公立幼稚園を1園に統合	整備改修検討	整備改修	預かり保育の廃止	3～5歳の就学前教育の実践 ・研究・研修拠点としての位置付け ・通園バスの運行		募集停止	4・5歳児のみ	5歳児のみ	
民間事業者である認定こども園の質にばらつきがでないか心配なんだけど！	募集開始								

公立幼稚園はどうなるの？ また、認定こども園設置までの具体的なスケジュールを教えてください。



公立幼稚園は平成29年度から1園に統合し、平成34年度末までの間、3～5歳児の就学前教育の実践および研究・研修拠点として活用します。また、認定こども園の職員研修や地域の子育て支援についての役割も果たしていくこととなります。

統合された幼稚園が自宅から遠方になることも考えられますので、通園バスの運行を予定しています。また、幼稚園が統合される

市が責任を持って関与

認定こども園の教育内容については、市教育委員会が責任を持って指導します。

まず、平成27～28年度を「認定こども園のスタートに向けた準備期間」と位置付けて、市における就学前教育・保育のカリキュラム作成を行

民間事業者である認定こども園の質にばらつきがでないか心配なんだけど！



平成29年度以降は、幼稚園での預かり保育は行いませんので、保育所または認定こども園をご利用ください。平成35年度で幼稚園は役割を終えることとなります。



保育所・認定こども園・幼稚園の入園手続きをお知らせします

保育所 認定こども園

平成27年度保育園児を募集します。来年4月からの新規入所を希望される方は、各保育所または福祉事務所にある入所申込書に関係書類を添えてお申し込みください。受付日程等は下表をご覧ください。

◆**対象者**
0歳から小学校入学前(平成21年4月2日以降の生まれ)の乳幼児



運動会に向けて (比延保育園)

◆**保育を必要とする事由**
保護者などが次のいずれかに該当し、家庭での保育が困難な乳幼児

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 疾病・障害
- ④ 介護等
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVの恐れ
- ⑨ 育休取得中に、保育利用中の子どもがいて継続利用が必要

※いずれの場合も証明書類が必要。

◆**保育料**

原則として、保護者の住民税額によって市が徴収します。他に保育所が個々に集める園費が必要です(保育所により金額は異なります)。

◆**申込み** 11月17日(月)より

詳細は下表をご覧ください。
特別保育を実施

保育所によって内容が違い

ますので、事前にご相談ください。

○**長時間保育**

保護者などが勤務時間や通勤時間などの都合で、通常の保育時間内の送迎が困難と認められる家庭の児童が対象

○**乳児保育**

おおむね生後8週間以上の0歳児が対象

○**障害児保育**

心身の発達に障害や遅れがあり、集団の中で保育することができない児童が対象

○**休日保育**

日曜日・祝日などの休日に保育が必要と認められる家庭の児童が対象

○**一時預かり保育**

保護者の就労形態や傷病等により、家庭での保育が一時的に困難となる場合に、当該家庭の児童が対象

○**病児・病後児保育**

市内に居住または保護者が市内に就労している保育園入所児童で、病気中や病気の回復期にあり、家庭や集団での保育が困難な児童が対象

預かり保育を実施

幼稚園降園後、家庭での保育が困難な園児を対象に、預かり保育を実施します(平成29年3月末まで)。

◆**実施場所**

○西脇幼・重春幼・日野幼(比延幼・双葉幼・芳田幼・楠丘幼・桜丘幼は下記の「学童保育」をご利用ください。)

◆**実施時間**

- ・平日 午後2時～6時30分
- ・土曜日、長期休業期間 午前8時15分～午後6時30分

◆**預かり保育料**

通常月 7,000円
8月 13,000円

※おやつ代は毎月の保育料と合わせて別途負担。緊急時のみの一時預かりも可能。

◆**申込期間**

12月1日(月)～5日(金) 午前8時～午後6時

◆**申込方法**

・幼稚園、教育委員会にある「預かり保育入園申請書」、「保育に欠ける証明」(預かり・学童共通)、「家族の状況報告書」に記入捺印し、幼稚園に提出してください。「保育に欠ける証明」は必要人数分を提出のこと(預かり保育を希望する園児と

■保育所入所申込みの受付日程

保育所・認定こども園(保育園部)を利用する0～5歳の保育を必要とする子ども

受付場所	受付日	受付時間
比延保育園	11月17日(月)	9:45～10:45
津万保育園	11月17日(月)	13:30～14:30
黒田庄保育園	11月18日(火)	9:45～10:45
西脇春日保育園	11月18日(火)	13:30～15:00
どれみ保育園	11月19日(水)	9:45～10:45
認定こども園西脇保育所	11月19日(水)	13:30～15:00
芳田保育園	11月20日(木)	9:45～10:45
日野保育園	11月20日(木)	13:30～14:30
市役所児童福祉課	11月25日(火)～11月28日(金)	8:30～17:15

認定こども園(幼稚園部)を利用する3～5歳の子ども

受付場所	受付日	受付時間
認定こども園西脇保育所 問合せ先: 22-2909	11月19日(水)～	13:30～ 先着順で受け付け

年度途中の入所申込は？

平成27年度中の途中入所を希望される方も、右表の日程でお申し込みいただけます。ただし、園によって、保育士数やその他の状況から受け入れが難しいことがありますので、ご了承ください。

このところ、特に低年齢児の途中入所が難しくなっていますので、できるだけこの期間内でお申し込みをご検討

ください。

やむを得ず、年度途中での入所を希望される場合は、原則として入所希望月の前月10日までにお申し込みください。

☆ ☆ ☆

市ホームページでは、入所手続きなどに関する情報を詳しく掲載しています。お申し込みに必要な様式等をダウンロードすることもできます。

◆**問合せ** 児童福祉課(市役所内線375)

◆**実施日**

毎週月～土曜日(祝日、8月12日～15日、12月28日、1月4日を除く)

◆**実施時間**

- ・授業がある日 授業終了時～午後6時30分
- ・授業がない日 午前8時15分～午後6時30分

◆**保育料**

- ・通常月 6,000円
- ・園児 7,000円
- 8月 児童 11,000円
- ・園児 13,000円
- 夏休み期間のみの利用 児童 17,000円
- ・園児 20,000円

※春休みおよび冬休みのみ利用は別途料金が必要です。

※おやつ代は別途必要です。

◆**申込期間**

12月2日(火)～13日(土) 火曜日～土曜日 午前9時～午後9時 日曜日・祝日 午前9時～午後5時

◆**申込方法**

生涯学習課(総合市民センター内)にある所定の用紙をご提出ください。

◆**申込み・問合せ** 生涯学習課(総合市民センター内) ☎225996

■西脇市の幼稚園連絡先一覧

幼稚園名	住所	電話番号
西脇幼稚園	西脇657-5	22-2432
重春幼稚園	和田町688-47	22-3156
日野幼稚園	西田町346-1	22-3430
比延幼稚園	比延町29	22-3542
双葉幼稚園	住吉町1-1-3	22-8106
芳田幼稚園	落方町227-1	27-0014
楠丘幼稚園	黒田庄町岡376	28-2173
桜丘幼稚園	黒田庄町石原1470	28-2174

※幼稚園には校区はありません。

幼稚園

平成27年度の幼稚園児を募集します。なお、昨年度までは個別に入園案内書をお送りしていましたが、今年度からはお送りしませんので、ご注意ください。

◆**対象者**

市内に居住する平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれの幼児

◆**就園日・時間**

月～金曜日 午前8時～午後2時(昼食を済ませて帰ります)

◆**入園料**

5,000円

◆**保育料**

5,000円(8月を含む毎月徴収)

※入園料・保育料ともに平成

26年度時の参考金額。平成27年度についても同等の水準になる見込みですが、具体的な金額については、今後、国が定める基準をもとに決定し、広報にしわきや市ホームページなどでお知らせします。

◆**申込み**

11月17日(月)～11月21日(金) 午前8時～午後6時(入園希望の幼稚園にお申し込みください。期間中ご都合の悪い方は随時受け付けますので、幼稚園にご連絡ください。)

◆**問合せ**

各幼稚園・教育委員会 学校教育課(市役所内線534・526)